

カナダ連邦制下における分権化財政

——連邦財政に対する州財政の協調と分権化——

大 川 政 三

- 〔Ⅰ〕 はしがき
- 〔Ⅱ〕 カナダ連邦財政の背景
 - (1) 国土
 - (2) 人口
 - (3) 連邦制度
- 〔Ⅲ〕 カナダ連邦財政に対する州財政の協調と分権化
 - (1) 連邦財政と州財政概観
 - A 政府レベル別歳入比較
 - B 政府レベル別歳出比較
 - (2) 個人所得税における州財政の協調と分権化
 - (3) 売上税における州財政の協調と分権化
 - (4) 連邦補助金交付における州財政の協調と分権化

〔Ⅰ〕 はしがき——地方分権化の諸条件——

1995年5月の地方分権推進法に基づいて地方分権推進委員会が設置され、相ついで提言、勧告が公表されるなど、地方分権化の気運がようやく盛り上がりを見せてきた。中央の地方に対する機関委任事務の廃止、特定の補助金の一般目的補助金への変換、中央政府財源の地方委譲による地方自主財源の強化等々、これまでわが国の中央集権体制を支えてきた根幹的行財政制度をゆるがす諸提案が、各方面から活発に提起されてきている。百家争鳴の感がある。

しかし、明治以来太平洋戦争前後を通じて綿密、堅固に構築されてきた

わが国の中央集権体制は、附焼刃な地方分権論では歯が立たない鞏固さを内包している。地方分権論側からの理念的批判論に対抗して、既成の行政制度、過去の実績を楯に取り、現実的立場から強力な反批判論を展開、既得権的中央集権体制維持に懸命である。実質的には、微調整的改正を別にすれば、わが国の中央集権体制はいまなお変りなく機能し、その根幹は不動である。

かつて筆者は、地方分権化の条件として次の諸条件をあげた¹⁾。

- (1) 地方自治体の行政能力に対する国ならびに地方住民の信頼
- (2) 行財政諸権限の地方委譲の必要性について、国の十分な認識
- (3) 地方の重要問題は地方において決定する政治的決定権限の地方移行
- (4) 地方自主財源強化のための地域経済振興
- (5) 人口の地方定着化のための文化、教育、雇用環境の整備

以上の諸条件はいずれも地方分権化を定着させる必須条件であるが、一朝一夕に満足させ得る容易な条件ではない。しかし、地方分権化の利点が確実に認識され、その実現に意欲を燃やす地方自治体ならびに地方住民の主体的条件が満たされるならば、決して実現不可能な条件ではない。

本稿では、以上の諸目標からすればごく限定された目標ではあるけれども、分権的財政が実現された場合の具体像はいかなるものであるか、対照的にその障害となるものは何であるのか、ということを実体験的に知り得るように、カナダ連邦制度下における州の分権的財政運営の実相を明らかにしてみたい。

1867年の連邦制度創設の時から、カナダは、州に対しても一部の機能を除いて主権的地位が認められた分権的国家であった。これと対照的にわが国は、ほとんど時を同じくした明治元年(1868年)集権的統一国家を目指して明治新政府が樹立されて以来、いくつかの大戦争を経ながら今日に至

1) 日本経済調査協議会調査報告87-2、『地方行政活性化への条件と戦略』昭和62年9月、pp. 3-5.

るまでの130年余、基本的に集権的国家を堅持してきた。このような歴史的相異からカナダ連邦制度下において培われた分権的制度を、わが国に無条件的にそのまま移入することは、飛躍的すぎる。しかし、わが国においてもすでに分権化政策の価値が広く認識されつつあるとすれば、その政策目的実現手段を摸索、策定する過程において、カナダ連邦制下における分権化財政の現状、変遷を視野に入れ指針とすることは、決して無益ではない。わが国の分権化財政の現段階においては、たとえ非現実的と思われるであろうも、政策目標を具体的に見えるように設定しておくことは、分権化努力に拍車をかけるであろう。

〔Ⅱ〕 カナダ連邦財政の背景

国際財政比較の手掛りとして最初にあげられるのは、OECD (Organization for Economic Co-Operation and Development) とか、IMF (International Monetary Fund) とか、国際機関の発行する統計書である。これらは信頼し得る基礎統計を得るには便利であるが、反面、対象国が多く、特定の研究目的に利用するにはあまりに概括的である。特定国の財政関係事情を特定の研究目的にしたがって知るには、その政府機関の発行する財政統計書、財政白書類に依存しなければならない。

カナダ連邦財政における分権的要素を探究する本稿も、主としてカナダ政府関係資料に依拠した。しかし、それらの財政・租税統計や、財政・租税制度の説明だけでは、隔靴搔痒、消化不良的な不満があった。精密に整理された諸統計や、論理的に凝縮された制度説明の内面に入って理解したい気持ちに駆られた。すなわち、カナダ連邦財政を支え、それを動かしてきた自然的、社会的諸因子を見つけたい。少なくとも、主な諸因子に接近する努力ぐらひはしなければならない、と思った。以下本節において述べるカナダ連邦財政の背景は、以上の思考過程を経た最小限的考察である²⁾。

2) 主として依拠したのは、次の文献である。The New Encyclopedia Britannica,

カナダ連邦制下における分権化財政

(1) 国土——面積から言えば、カナダはロシアに次ぐ世界第2の大国である。総面積9,970,610平方km（日本の総面積の26.4倍）、南北4,600km、東西5,380kmに及ぶ。北は北極海に面し、南はアメリカ合衆国と境を接する。西は太平洋、合衆国アラスカ州に接し、東は大西洋に面する。

国土の東半分は、ハドソン湾をかこむ形で直径5,000km以上の巨大なカナダ楕状地を形成している。この楕状地の大部分は、海拔600m以下、これといった丘陵部分すらなく、一般に単調である。全陸地の約8%しか耕作されていないが、農耕地は凡そ738,000平方kmに上る（日本の1993年農地面積凡そ51,200平方kmの14.4倍）。国土の3分の1以上が森林、多種類の落葉樹、針葉樹でおおわれている。

(2) 人口——前項の国土面積に対比した人口総数、人口密度は、表1のごとくである。

表1 世要主要国の面積、人口、人口密度（1995年）

	面 積		人 口		人 口 密 度
	平 方 料	世界順位	千 人	世界順位	1平方料当り人数
カ ナ ダ	9,970,610	2	29,463	32	3.0
オーストラリア	7,682,300	6	18,025	50	2.3
U. S. A.	9,529,063	4	263,057	3	27.6
U. K.	244,410	79	58,586	19	240.0
日 本	377,835	61	125,362	8	331.8
ド イ ツ	356,973	62	81,912	12	229.5
フ ラ ン ス	543,965	48	58,172	20	106.9

〔資料〕 Britannica, Book of the Year, 1996.

カナダの総人口は29百万人強（1995年）、人口密度1平方料当り3.0人である。もう一つの大陸連邦国オーストラリアのそれに類似している。日本に比較すれば、面積は前述のごとく26.4倍に対し、人口は23.5%、約4分の1である。その結果の人口密度は、111分の1、0.9%にしか当たらない。全国土、全人口からみれば、カナダは極めて人口過疎の国であるが、カナ

15th edition, 1994. ならびに、1994年と1996年の同補追 (Book of the Year).

カナダ連邦制下における分権化財政

ダの人口密な地域ならびに大都市は、良質な農耕地沿いに発展していった。アメリカとの東西国境線沿いの巾狭い地域、すなわち、全国土の10%にしか当たらない土地に人口の90%が居住している。西から東に、太平洋沿岸から大西洋沿岸に州を並べて比較した州間の人口偏在も大きい(表2参照)。

表2 カナダ人口の州間偏在(1993年推計)

	州名	州都	面積		人口		人口密度 人/平方軒
			平方軒	構成比(%)	千人	構成比(%)	
	(1) ブリティッシュ・コロンビア	ヴィクトリア	947,800	9.5	3,535	12.3	3.73
大草原州	(2) アルバータ	エドモントン	661,190	6.6	2,662	9.3	4.03
	(3) サスカチュワン	レジナ	652,330	6.5	1,003	3.5	1.54
	(4) マニトバ	ウィニペグ	649,950	6.5	1,116	3.9	1.72
中部州	(5) オンタリオ	トロント	1,068,580	10.7	10,746	37.4	10.06
	(6) ケベック	ケベック	1,540,680	15.5	7,209	25.1	4.68
大西洋州	(7) ニュー・ブランズウィック	フレデリクトン	73,440	0.7	751	2.6	10.23
	(8) プリンス・エドワード島	シャロットタウン	5,660	0.1	132	0.5	23.32
	(9) ノヴァ・スコシア	ハリファックス	55,490	0.6	923	3.2	16.63
	(10) ニューファンドランド	セント・ジョンズ	405,720	4.1	581	2.0	1.43
淮州	(a) ノースウエスト	イエローナイフ	3,426,320	34.4	63	0.2	0.02
	(b) ユーコン	ホワイト・ホース	483,450	4.8	32	0.1	0.07
総計			9,970,610	100.0	28,753	100.0	2.88

[資料] Britannica, Book of the Year, 1996, p. 578.

中部州オンタリオ、ケベック2州に全人口の63%が居住している。両州の対全国面積比は26%にすぎない。太平洋岸ブリティッシュ・コロンビア州と、それに隣接するアルバータ州も、10州の中では多人口州である。多人口と経済力の高さは比例し、富裕州といってよい。以上の4州に比較すると、大西洋沿岸4州は、いずれも人口総数100万人以下であるにもかかわらず、ニューファンドランド州を除く3州の面積はそれぞれ狭小なため、人口密度は高い。

カナダの人口学的特徴は、自然的居住条件のきびしさから、国土の10%

に人口の90%が居住するという、著しい居住偏倚性、一部地域密集性にあるが、もう一つの特徴は、多民族社会、多文化社会なことである。

厳密に法律的に言えば、1947年1月1日カナダ市民権法が発効するまではカナダ市民権をもつカナダ人というものは存在しなかった。多数の出自国、文化をもつ者の集合であった。最初の国勢調査が行われた1871年時点では、人口の約50%がイギリス系住民、30%がフランス系住民であった。以来、両者の比率は低下し、各々25%程度になっている。その理由は、イギリス、フランス本国からの移住者が減少、他のヨーロッパ諸国、東南アジア諸国、ラテンアメリカからの移住者が増加したからである。人種別割合は、州ごとに異なる。たとえばイギリス系住民の割合は、ニューファンドランド州の約80%から、ケベック州のわずか8%にわたっている。これに対しフランス系住民は、ケベック州の約80%から、ニューファンドランド州、ブリティッシュ・コロンビア州の3%以下といったごとくである。大人口を擁するケベック州におけるフランス系住民の圧倒的優位が注目される。

使用言語別にみると、1986年国勢調査時点で、約60%の住民が英語を第1使用言語と報告、これに対し、フランス語は約24%、英語が断然優位を占める。イギリス系住民の構成比率に比較して、英語使用比率が格段に高いのは、新移民がまず英語を学ぶからである。フランス語使用比率の相対的低下にも拘らず、1969年の公用語法 (Official Language Act)、ならびに1982年憲法によって、英語、フランス語の両者とも連邦政府の公用語と定められた。連邦政府の議会、裁判所、省庁、公社などの運営やサービスの提供が、英仏2言語によって行われている。

(3) 連邦制度——カナダ連邦国は、1867年の英領北アメリカ法 (The British North America Act of 1867)³⁾ によって創設された。本法によって、ノヴァ

3) 本法の内容は、J. リッカー／J. セーウェル著、馬場伸也他訳『カナダの政治』1978年、ミネルヴァ書房の付録「カナダ憲法(抄出)」(同書203ページ

カナダ連邦制下における分権化財政

・スコチア、ニューブランズウィック、カナダ、の植民地 (colonies) が一体化された。すなわち、同法第3条は、それら植民地がカナダという名称の下に一つの自治領を形成するものと規定した。そして同法第5条は、カナダは、オンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコチア、および、ニュー・ブランズウィックの4州から構成されると規定した。その後1870年にマニトバ州、1871年にブリティシュ・コロムビア州、1873年にプリンス・エドワード島州が連邦加入を許された。残るサスカチュアン州とアルバータ州は1905年に加入、最後に、ニューファンドランド州が1949年に加入し、現在の10州から成る連邦国家が形成された。

立法権は連邦と州の間にごとく配分された。連邦には、州の専属的権限事項以外のすべての事項にかんし、法律制定権が広汎に認められた。州の専属的権限事項として第92条に限定的に列挙されている主な事項は、次のごとくである。

- ・ 州の需要を充たすための歳入を徴収するため、直接税を賦課すること。
- ・ 州のみの信用に基づいて、金銭を借り入れること。
- ・ 州の官職の設置及び任期、並びに州の官吏の任命及び俸給
- ・ 州に属する土地並びにその上にある木材及び立木の管理及び売却
- ・ 州における、かつ、州のための病院、救済院及び慈善施設の設置、維持及び管理
- ・ 州における地方公共団体の制度
- ・ 地方的な工事及び企業
- ・ 州における財産権及び市民権
- ・ 州の民刑事の裁判所の設置、維持及び組織
- ・ 州におけるすべての地方的又は私的性質の事項

さらに第93条は、州は「教育に関する法律を制定する権限を専属的に有

以下) に拠る。

する」と規定し、教育権を全面的に州に与えた。

前述のごとく連邦は、以上の州の専属的権限事項を除き、その他すべての事項について立法することが適法である、と包括的に規定された。例示的事項として郵便、国防、通貨、銀行業務、度量衡、帰化及び在留外国人、等の業務があげられている。本稿ととくに関係ある事項としては、「方法又は制度のいかんを問わず租税による金銭の徴収」というように、無条件的課税権が連邦に与えられた。

1867年の「英領北アメリカ法」は、立法権の分化規定、ならびに、課税権の範囲規定に見られるように概して連邦色が強く、国家統一のための集権色がにじみ出ている。「英領北アメリカ法」そのものがイギリス議会の制定法であり、カナダ自治領政府の執行権は引き続きイギリス女王の権限下におかれる、と同法第9条に宣言されていたごとく、カナダはイギリス女王、イギリス議会の支配から完全に自由ではなかった。自治領の地位に止まっていた。

カナダがイギリスの支配から完全に脱却し得たのは、イギリス議会の承認を得、エリザベス女王の勅裁を得て、1982年4月17日に発効した「カナダ法=1982年憲法」の制定によるものであり、それにより、すべての憲法改正についてカナダ政府みずからが責任を負うに至った。

この時ケベック州だけは、1982年憲法の受諾を頑強に拒否した。受諾に州議会が決したのは、1987年6月23日のことである。

この1982年憲法の中で、連邦と州間の財政関係規定として注目されることは、各州の財政力格差を平衡化する連邦補助金交付の規定を盛り込んだことである⁴⁾。この規定によって、連邦の地域的所得分配機能が法的に確

4) 第36条(2)によれば、「カナダの連邦議会ならびに連邦政府は、州政府が〔他州と〕ほぼ比肩しうる課税水準で、〔他州と〕ほぼ比肩しうる公共サービスを提供するに十分な歳入が確保されるよう、平衡交付金を支出する原則を約す」と規定されている。(馬場伸也『カナダ』(中央新書911)1989年、p. 115.)

立され、その財源を得るために十分な収入を確保する連邦の課税権が権威づけられた。

この他に1982年憲法は各州内において少数言語による初等、中等教育を受ける権利を保障している。このことは、「英領北アメリカ法」では州の専管事項になっていた教育の領域に、連邦がくさびを打ち込んだことになる。

以上のように連邦色を強めた1982年憲法を一度は拒否したケベック州であったが、1987年4月30日の連邦と全州首相会議でのいわゆる「ミーチ・レークの合意」を受けて、ケベック州を含め全州が1982年憲法を受諾するに至った。「ミーチ・レーク合意」によって、経済等の諸問題に関し、連邦政府首相と全州政府首相との会議を毎年開催することが決定され、これにより連邦に対する州権の拡大が全州に保障されたことが、その合意の大きな理由である。その他、移民の受入れ、上院議員候補者の選出、最高裁判所裁判官の選出、連邦と州の共同プログラム決定にあたって州に優先権を与えることが認められ、さらに、上院、下院、最高裁判所、総督等の機構改革、および新しい州の創設にあたっては、全州の立法議会の承諾を必要とすることが合意された。これらの合意によって州側の要求が通り、「連邦・州の権力争奪戦において、後者の一方的勝利に終わった」⁵⁾と評価されている。

〔Ⅲ〕 カナダ連邦財政に対する州財政の協調と分権化

1867年憲法＝英領北アメリカ法の規定では、連邦が国家統一に不可欠な主要機能について責任をもっていたこと、ならびに、州の課税権が直接税に限定されたのに対し、連邦の課税権は無限定に拡大されていたこと、さらには、イギリス女王の名代としてのカナダ総督によって各州に副総督が任命配置されたことなどからみて、1867年憲法は、連邦権限の強化を意図するものであった。しかし、カナダ憲法の実質的内容は、裁判例、慣行、

5) 馬場伸也著前掲書、123ページ。

カナダ連邦制下における分権化財政

連邦と州の首相による憲法会議での合意などによって流動的に解釈、運営されていく。なかんずく前節にあげた1987年ミーチ湖畔において開催された連邦・州首相会議の合意、「ミーチ・レーク合意」は、州権の伸長に画期的効果をもったと解されている。

その州権の伸長を、財政統計資料から観察してみよう。

(1) 連邦財政と州財政概観

A 政府レベル別歳入比較

まず表3によって連邦，州，市町村別に課税額の大きさ，課税の種類を，1961年と1993年について比較してみよう。

表3は，主要歳入の課税額のみについて比較しているが，第一に注目されることは，連邦政府とその他政府（州と市町村合計）との課税額配分割合が，ほぼ相半ばしていることである。その上1961年と1993年の比較では，連邦政府の配分割合が低下，逆に州のそれが目立って増大している。とくに租税収入の大宗，個人所得税の配分割合においては，1993年の州の配分割合が大躍進している。連邦に対する州の課税権の強化を明瞭に示してい

表3 連邦・州・市町村別課税額とその配分割合

(1961年)

(10億ドル，%)

	連 邦		州		市 町 村		合 計	
	課税額	配分割合	課税額	配分割合	課税額	配分割合	課税額	配分割合
個 人 所 得 税	2.0	95.2	0.1	4.8	0.0	0.0	2.1	100.0
法 人 所 得 税	0.2	16.7	1.0	83.3	0.0	0.0	1.2	100.0
一 般 売 上 税	0.3	23.1	1.0	76.9	0.0	0.0	1.4	100.0
財 産 税	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	100.0	1.4	100.0
健康ならびに社会保険料	0.5	71.4	0.2	28.6	0.0	0.0	0.7	100.0
天 然 資 源 収 入	0.0	0.0	0.3	100.0	0.0	0.0	0.3	100.0
輸 入 税	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	100.0
そ の 他 税	0.6	33.3	1.1	61.1	0.1	5.6	1.8	100.0
総 計	4.8	52.7	2.9	31.9	1.4	15.4	9.7	100.0

カナダ連邦制下における分権化財政

表3 連邦・州・市町村別課税額とその配分割合（続き）

(1993年)

(10億ドル, %)

	連 邦		州		市 町 村		合 計	
	課税額	配分割合	課税額	配分割合	課税額	配分割合	課税額	配分割合
個人所得税	65.3	62.0	40.0	38.0	0.0	0.0	105.3	100.0
法人所得税	9.7	69.4	4.3	30.6	0.0	0.0	14.0	100.0
一般売上税	19.2	49.1	19.9	50.9	0.0	0.0	39.1	100.0
財産税	0.0	0.0	5.6	18.4	24.8	81.6	30.4	100.0
健康ならびに社会保険料	19.0	65.2	10.1	34.8	0.0	0.0	29.1	100.0
天然資源収入	0.1	2.0	5.4	98.0	0.0	0.0	5.5	100.0
輸入税	4.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	100.0
その他税	10.6	37.2	17.2	60.4	0.7	2.5	28.5	100.0
総 計	128.2	50.0	102.5	40.0	25.5	9.9	256.2	100.0

〔資料〕 Isabella Horry and others, *Tax Facts 9*, The Fraser Institute, 1994, Table 1.4, p. 11.

る。

表4の国際比較と照合すれば、カナダの州・市町村合計の非連邦税割合は、主要国の非連邦税（非国税）割合に比較して著しく高い。同じく連邦

表4 国税・地方税割合の国際比較（1995年）

	国 税		地 方 税		租 税 合 計	
	税 額	配分割合	税 額	配分割合	税 額	配分割合
日 本	百万円 549,630	% 62.0	百万円 336,750	% 38.0	百万円 886,380	% 100.0
アメリカ	(連邦税) 億ドル 8,732	57.5	(州税・地方税) 億ドル 6,445	42.5	億ドル 15,177	100.0
アギリス	百万ポンド 191,250	95.5	百万ポンド 9,113	4.6	百万ポンド 200,363	100.0
フランス (1994年)	百万フラン 1,465,246	80.1	百万フラン 363,045	19.9	百万フラン 1,828,291	100.0
イタリア (1993年)	十億リラ 422,282	93.9	十億リラ 27,505	6.1	十億リラ 449,787	100.0

〔資料〕 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』平成9年1月, pp. 2-4.

カナダ連邦制下における分権化財政

制をとるアメリカの州税・地方税合計割合42.5%はカナダのそれに近いが、1993年カナダの州税40.0%、市町村（＝地方）税9.9%の合計49.9%には、まだはるかに及ばない。日本の非国税（地方税）割合38.0%も、アメリカに次いで高いが、カナダとの間には段違いの開きがある。

表5は、租税収入以外に免許料、財貨・サービス販売収入、投資収益なども含めた自己源泉収入（他政府レベルからの補助金、借入金等を除く収入）を、政府レベルごとに1985年と1995年についてみた表である。この表に

表5 連邦、州（市町村含）間の自己源泉収入配分割合

(1985年) (百万ドル, %)

	連 邦		州（市町村含）		連邦・州合計	
	収 入 額	配分割合	収 入 額	配分割合	収 入 額	配分割合
所 得 税						
内、個 人	31,083	61.4	19,514	38.6	50,597	100.0
法 人	9,380	72.0	3,646	28.0	13,026	100.0
非 居 住 者	1,021	100.0	—	—	1,021	100.0
合 計	41,484	64.2	23,160	35.8	64,644	100.0
財 産 関 連 税	—	0.0	14,830	100.0	14,830	100.0
消 費 税						
内、一 般 売 上 税	7,729	43.1	10,217	56.9	17,946	100.0
自 動 車 燃 料 税	405	11.3	3,180	88.7	3,585	100.0
酒 ・ タ バ コ 税	2,164	57.4	1,608	42.6	3,772	100.0
関 税	3,796	100.0	—	—	3,796	100.0
そ の 他	371	37.0	633	63.1	1,004	100.0
合 計	14,465	48.1	15,638	52.0	30,103	100.0
健康ならびに社会保険料	7,617	54.7	6,320	45.4	13,937	100.0
石油・天然ガス税	6,140	100.0	—	—	6,140	100.0
そ の 他 税	462	17.4	2,195	82.6	2,657	100.0
天 然 資 源 収 入	181	2.2	8,089	97.8	8,270	100.0
特 権 ・ 免 許 ・ 認 可 料	114	4.6	2,345	95.4	2,459	100.0
財 貨 ・ サ ー ビ ス 販 売	2,346	28.3	5,953	71.7	8,299	100.0
投 資 収 益 ・ そ の 他	5,211	31.9	11,105	68.1	16,316	100.0
自己源泉収入合計	78,020	46.5	89,635	53.5	167,655	100.0

カナダ連邦制下における分権化財政

表5 連邦、州（市町村含）間の自己源泉収入配分割合（続き）
（1995年）* （百万ドル，%）

	連 邦		州（市町村含）		連邦・州合計	
	収 入 額	配分割合	収 入 額	配分割合	収 入 額	配分割合
所 得 税						
内、個 人	62,008	60.5	40,480	39.5	102,488	100.0
法 人	11,604	63.8	6,576	36.2	18,180	100.0
非 居 住 者	1,390	100.0	—	—	1,390	100.0
合 計	75,002	61.5	47,056	38.6	122,057	100.0
財 産 関 連 税	—	—	33,469	100.0	33,469	100.0
消 費 税						
内、一 般 売 上 税	20,957	49.7	21,189	50.3	42,146	100.0
自 動 車 燃 料 税	3,820	38.1	6,198	61.9	10,017	100.0
酒 ・ タバコ 税	2,931	61.5	1,835	38.5	4,766	100.0
関 税	3,575	100.0	—	—	3,575	100.0
そ の 他	667	69.3	294	30.6	962	100.0
合 計	31,950	52.0	29,517	48.0	61,467	100.0
健康ならびに社会保険料	18,928	64.5	10,434	35.5	29,362	100.0
石油・天然ガス税	na	—	na	—	na	—
そ の 他 税	508	9.6	4,801	90.4	5,310	100.0
天然資源収入	42	0.6	7,562	99.5	7,604	100.0
特権・免許・認可料	534	10.9	4,373	89.1	4,907	100.0
財貨・サービス販売	3,425	23.3	11,289	76.7	14,714	100.0
投資収益・その他	6,499	27.0	17,589	73.0	24,088	100.0
自己源泉収入合計	136,888	45.2	166,089	54.8	302,977	100.0

* 推計

〔資料〕 KARIN TREFF AND DAVID B. PERRY, 1996 *Finances of the Nation*, 1997, Canadian Tax Foundation, p. A : 2.

においても、州政府レベル（市町村含）配分割合が50%を超え、対連邦政府関係において優位を占めていることが分る。第2次大戦中、課税・徴収権を連邦に集約させた所得税が、戦後再び自主性を高めて回復してきている跡が明らかである。逆に消費税の主要項目の一般売上税において、1991年1月1日、従来の製造者売上税（MST, manufacturers' sales tax）の財貨・サ

ービス税 (GST, goods and services tax) への切り替えに連邦が成功して、連邦一般売上税にいちじるしい増収効果のあったことが見られる。

表5の税外収入項目、すなわち、天然資源収入以下4項目の収入において、州が約80～90%台の収入配分割合を示していることは、石油・天然ガス産業、酒造業、その他の諸産業に対して、州が広汎な認可権、営業権をもっていることの結果である。それらが州の自己源泉収入割合確保に貢献している。前述4項目収入合計が州の総収入に占める率を1995年について計算してみると、24.6%にもなる。これに対し連邦のそれら4収入に対する依存率は、わずか7.7%にしかすぎない。

B 政府レヴェル別歳出比較

表6は、政府経費を目的別に、連邦、州の責任政府別に分類している（資料の制約上、地方政府分削除）。1984-85年、1994-95年の両年度を通じ、負担割合において連邦政府が圧倒的に高い支出責任を負っている目的分野は、個人・財産保護（国防が含まれる）と、社会サービス分野である。それに対し、州政府が優位を占めているのは、保健と教育分野である。これらの方野にかんする立法責任は、1867年憲法によって州の専属的権限として保障されていたことに見合っている。近年では連邦がそれら州の専属的分野まで、一部の支出責任を負うに至っていることが注目される。

国民の最低生活水準を保障する社会サービス機能は、1867年憲法の91条にも、92条にもあげられていなかった。すなわち、連邦の責任権限としても、また州の責任権限としてもあげられていなかったが、主に州の責任として考えられ、通常は地方（市町村）に委譲されていた。今日では、3層の政府すべてが責任を分かち合い、主な責任は連邦と州に、とくに連邦責任になっていることが、表6から知られる。

交通ならびに通信分野の公共事業費分担においては、1867年憲法が州内に限られるものは州の責任としたことを受けて、州の経費負担割合が高い。

歳出総額においても、州の比重の高さ、連邦に対する州の優位が指摘さ

カナダ連邦制下における分権化財政

表6 連邦と州の目的別歳出割合

(1984-85年)

(百万ドル, %)

	連 邦		州		連邦・州合計	
	歳 出 額	負担割合	歳 出 額	負担割合	歳 出 額	負担割合
一 般 行 政	4,843	48.7	5,112	51.4	9,955	100.0
個人・財産保護	10,854	77.9	3,076	22.1	13,930	100.0
交 通 通 信	3,733	40.7	5,450	59.3	9,183	100.0
保 健	7,060	22.4	24,420	77.6	31,480	100.0
社会サービス	33,203	69.3	14,709	30.7	47,912	100.0
教 育	3,891	16.6	19,547	83.4	23,438	100.0
資源保護・産業発展	10,929	62.9	6,438	37.1	17,367	100.0
債 務 費	22,428	66.7	11,218	33.3	33,646	100.0
そ の 他	11,268	65.2	6,005	34.8	17,273	100.0
合 計	108.29*	53.0	95.975**	47.0	204,184	100.0

* 連邦から他政府レベルへの一般的補助金は除外。

** 州から地方政府（市町村）への移転支払は除外。

(1994-95年)

(百万ドル, %)

	連 邦		州		連邦・州合計	
	歳 出 額	負担割合	歳 出 額	負担割合	歳 出 額	負担割合
一 般 行 政	7,707	48.0	8,360	52.0	16,067	100.0
個人・財産保護	15,367	74.4	5,288	25.6	20,655	100.0
交 通 通 信	3,929	35.5	7,138	64.5	11,067	100.0
保 健	8,098	15.0	45,987	85.0	54,085	100.0
社会サービス	57,913	64.0	32,638	36.0	90,551	100.0
教 育	4,897	13.5	31,284	86.5	36,181	100.0
資源保護・産業発展	6,106	42.0	8,425	58.0	14,531	100.0
債 務 費	44,260	63.7	25,186	36.3	69,446	100.0
そ の 他	16,230	67.0	8,012	33.0	24,242	100.0
合 計	164,507*	48.8	172,318**	51.2	336,825	100.0

* 連邦から他政府レベルへの一般的補助金は除外。

** 州から地方政府（市町村）への移転支払は除外。

〔資料〕 KARIN TREFF AND DAVID B. PERRY, 1995 *Finances of the Nation*, Canadian Tax Foundation, 1995, Tables 17.5, 17.6 and 17.7.

カナダ連邦制下における分権化財政

表7 全政府レベルの補助金込みと、補助金除外の収入と歳出（1995年）
 （収入） (百万ドル, %)

	連邦		州		地方		病院		合計	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
自己源泉収入	148,312	100.0	133,001	81.2	37,044	55.0	1,562	6.5	319,919	79.3
補助金収入										
連邦から			30,735	18.8	1,390	2.1			32,125	8.0
州から					28,971	43.0	22,390	93.4	51,361	12.7
地方から			96	0.1			20	0.0	116	0.0
収入合計	148,312	100.0	163,832	100.0	67,405	100.0	23,972	100.0	403,521	100.0

（歳出） (百万ドル, %)

	連邦		州		地方		病院		合計	
	歳出額	構成比	歳出額	構成比	歳出額	構成比	歳出額	構成比	歳出額	構成比
自己目的歳出	142,753	81.6	118,554	69.7	65,194	99.8	24,161	100.0	350,662	80.7
補助金歳出										
州に対する	30,735	17.6			96	0.2			30,831	7.1
地方に対する	1,390	0.8	28,971	17.0					30,361	7.0
病院に対する			22,658	13.3	20	0.0			22,678	5.2
歳出合計	174,878	100.0	170,183	100.0	65,310	100.0	24,161	100.0	434,532	100.0
余剰または不足	-26,566		-6,351		2,095		-189		-31,011	

〔資料〕 TREFF AND PERRY, 1996 *Finances of the Nation*, Canadian Tax Foundation, 1997, Table B. 3, P. B : 5.

れる。州の歳出は、州税を主とした自己源泉財源の他に連邦からの一般目的のなびに特定目的補助金によってまかなわれ、州総収入に対する連邦補助金の割合は、表7のごとく決して低いとはいえない。しかし、数字の表面のみをみて即断すべきではない。わが国の地方公共団体に対する国の補助金の場合（表8参照）に比べて、その金額の決定方式においてカナダの場合は、連邦と協調的、対等的であり、また補助金の使用において弾力的、非制約的である。連邦政府からの補助金に、わが国の国からの補助金にしみついている集権性、拘束的指導性はない⁶⁾。

カナダ連邦制下における分権化財政

表8 日本の都道府県、市町村収入に占める国（県）からの補助金（1995年度）
 （十億円，%）

	都道府県		市町村		純計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
地方税	15,729	35.8	17,946	40.8	33,675	40.9	
補助金	地方譲与税	871	2.0	1,069	2.4	1,939	2.4
	地方交付税	8,436	19.2	7,716	17.5	16,153	19.6
	国庫（県）支出金	9,944	22.7	5,047	11.5	14,991	18.2
その他	8,908	20.3	12,235	27.8	15,502	18.9	
合計*	43,887	100.0	44,014	100.0	82,260	100.0	

* 地方債，繰越金収入を除く。

【資料】 自治省『地方税に関する参考計数資料』（平成9年度），地方財務協会，1997，p. 21.

(2) 個人所得税における州財政の協調と分権化

個人所得税が連邦税収の主柱的地位を占めていること，ならびに，州税収においても首位の座を占める基幹税収であることは，さきの表3によって示した。その個人所得税について連邦政府は1987年6月税制改革白書を発表，おおむねその提言にしたがって個人所得税の大改正が実施された。改革の重点は，①特別優遇措置の整理，撤廃によって課税標準 (tax base) の拡大を計ること，②累進的限界税率の引下げ，限界税率階層区分 (tax rates bracket) の減少を計ること，③所得控除 (deductions) の大部分を税額控除 (tax credits) に転換することにあつた。この改革の主目的は，累進的所得課税を比例的所得課税の方向に緩和させることによって，水平的公平，実質的増収を計ること，ならびに，カナダ経済の競争力を高めることにあつた⁷⁾。

この連邦個人所得税の改革は，州個人所得税と無縁ではない。ケベック

- 6) わが国の補助金との比較でもう一つ注意すべきことは，地方（市町村）への補助金が，連邦から直接くる部分は僅少，大部分は州からの補助金ということである。
- 7) 1987年公表の所得税改革案の詳細については，拙稿「1987年カナダの所得税

カナダ連邦制下における分権化財政

州以外のすべての州は、連邦と租税徴収協定を結び、州個人所得税の徴収事務を一括連邦政府に委託するとともに、課税所得の範囲、種類等の決定を、連邦所得税法の規定に準拠させているからである。算定される連邦個人所得税額を基礎に置いて、それに各州独自の税率を乗じることによって、各州の個人所得税額を算出する方式を採っている。連邦個人所得税の附加税的に便宜上取り扱われている。

州の完全な自主、独立財源とするには、州みずからの個人所得税法をもち、州みずからの徴収機構を使って徴税事務に当たるべきであろう。しかし、この連邦と州の2本建所得税の場合は、徴税者、納税者双方にとって税制が複雑化し、徴税、納税にともなう金銭的、非金銭的費用が高くなる。州は、徴税費を安上りに、税収を確実にあげる実を採った連邦との一括徴税協定である。連邦税額に上乘せ計算する州所得税率は、各州の財政事情に対応させて、表9のごとく任意に規定されている。

表9 基礎連邦税額に乘じる各州の個人所得税率(%)

州(准州)	1988	1990	1992	1994	1996
Newfoundland	60.0	62.0	64.5	69.0	69.0
Prince Edward Island	56.0	57.0	59.5	59.5	59.5
Nova Scotia	56.5	59.5	59.5	59.5	59.5
New Brunswick	60.0	60.0	60.0	64.0	64.0
Quebec	—	—	—	—	—
Ontario	51.0	53.0	54.5	58.0	56.0
Manitoba	54.0	52.0	52.0	52.0	52.0
Saskatchewan	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
Alberta	46.5	46.5	46.0	45.5	45.5
British Columbia	51.5	51.5	52.0	52.5	52.0
(Yukon)	45.0	44.0	44.0	45.0	45.0
(Northwest Territories)	43.0	45.0	45.0	50.0	50.0

[資料] 1996 *Finances of the Nation*, op. cit., Table 3.8, p. 3: 11.

改革」(『東京国際大学論叢・経済学部編』第17号, 1997年10月, 107-122ページ)を参照されたい。

表9の上積み税率だけではなく、各州は、その他にも固有の超加税率 (surtax rates) をもち、固有の軽減規定、税額控除 (tax credits) をもっている。たとえば、もっとも富裕州とされる Ontario 州の1996年の個人所得税は、基礎的連邦税額の56.0%であるが、州所得税額が\$5,310~\$7,635の納税者にはその額の20%の超加税がさらに課される。いっそう高所得者者、\$7,635以上の者には、州所得税額の33%の超加税が上乘せられる、といったごとくである。1997年には、最高の超加税率は44%になる。これは、連邦所得税において限界税率が3段階に引下げられたことにリンクした高所得者の州所得税軽減利益を制限するためである。逆に州所得税が\$198以下に計算される低所得者は、州の低所得税軽減措置によって免除される。

納税者の財産税 (あるいは地代・家賃支払) ならびに売上税の一部を相殺する還付制税額控除の制度もある⁸⁾。

連邦と徴税協定を結ぶ各州は、Ontario 州の例にみるように、固有の税率の他、固有の超加税率、低所得者減税、税額控除規定をもっている。その結果は、等額の所得者であっても、個人所得税負担額は、表10のごとく、居住する州によって相違がある。高額所得者は別として、Ontario 州を初め、Alberta 州、British Columbia 州のような富裕州の居住者に有利である。等額の所得者には等額所得税額を、という水平的公平原則は、州間においては適用されていない。各州の自主的課税原則が優先している。

表10で明らかのように、ケベック州は別格的地位を占めている。同州だけ州の個人所得税については連邦と徴税協定を結ばず、独自の税制により、独自に徴収している。連邦所得税の計算においても、同州の納税者には、基礎的連邦所得税の16.5%の還付制減税措置の適用がある。この特例的減税は、ケベック州が、連邦からの特定目的、条件付補助金の受取を拒みその代りに選択して得たものである⁹⁾。

8) 1996 Finances of the Nation, op. cit., p. 3 : 15.

9) *ibid.*, pp. 8 : 12-8 : 13.

カナダ連邦制下における分権化財政

表10 連邦・州所得税合計額の州別・所得別比較 (1996年, 独身者のケース)

(単位: ドル)

所得	連邦所得税		連邦・州所得税合計					
	ケベック州	その他の州	ニューファンドランド州	ニュー・ブランズウィック州	ケベック州	オンタリオ州	アルバータ州	プリティッシュコロンビア州
10,000	181	267	627	601	167	549	268	488
20,000	1,533	1,883	3,349	3,242	3,485	3,073	2,950	2,988
30,000	3,155	3,776	6,372	6,184	7,274	5,883	5,638	5,732
50,000	7,692	9,159	15,294	14,850	16,604	14,138	13,498	13,783
100,000	20,527	24,341	41,096	39,239	42,603	39,504	35,920	39,045
200,000	47,062	55,661	94,427	90,604	95,538	92,423	81,991	93,212

[資料] 1996 *Finances of the Nation*, op. cit., Table 3.16, p. 3 : 23.

以上のごとく個人所得税にかんしては、ケベック州を除くすべての州が、連邦と租税徴収協定を結び、原則的には連邦所得税の基本的仕組みを受け容れ、徴税事務を一本化し、連邦と協調的である。しかし、かかる州所得税徴収業務の連邦委託制に対する次の Ontario 州の改正提言に注目する価値がある¹⁰⁾。

同提言は、連邦との徴税協定は、徴税業務の簡素化・低費用化、ならびに、資本と労働の自由な流入・効率的配分を促進し、カナダ経済の競争力強化に貢献する、と一方で評価してはいるが、その代償として、オンタリオ州が、みずからのもっとも重要な財源の個人所得税について政策的決定権を持ち得ないこと、連邦の決定にすべて従わねばならないこと、の不満を強く表明している。積極的には、現行の「連邦所得税の上に州所得税を積み重ねる」(“tax on tax”) 方式を廃して、直接に、みずから決める課税所得基準に課税する方式に改正すべきことを提言している。州所得税の連邦所得税からの独立である。

10) Ontario Fair Tax Commission, *Fair Taxation in a Changing World*, 1993, pp. 26-27.

(3) 売上税における州財政の協調と分権化

連邦、州の総税収の中で、それぞれ個人所得税に次いで第2の重要性をもつ売上税分野での連邦と州の関係は、個人所得税の場合より複雑であり、州がいつそう独立的、分権的立場をとっている。

もともと連邦は製造者売上税 (manufactures' sales tax, MST) をもち、州は小売売上税 (retail sales tax, RST) をもち、それぞれ独立、共存していた。前者の税率12%に対し、後者の税率は州によって異なり、表11に見るようにおおむね大西洋沿いの諸州において高く、西へ進んで太平洋沿いの州になるほど低い。石油・天然ガス収入にうるおうアルバータ州は、例外的に小売売上税をもっていない。

しかるに1991年連邦が

表11 1996年各州の売上税率 (%)

その製造者売上税の課税標準を拡大し、多段階の「財貨・サービス税」(goods and services tax, GST)に改定、州小売売上税の分野に課税対象を拡げたことにより、カナダの売	ニュファンドランド	12
	プリンス・エドワード・アイランド	10
	ノヴァ・スコシア	11
	ニュー・ブランズウィック	11
	ケベック	6.5
	オンタリオ	8
	マニトバ	7
	サスカチワン	9
	ブリティッシュ・コロムビア	7

上税制は複雑化し、連邦の GST と、州の RST 課税権との併存、対立が強まった。

1924年導入以来の製造者売上税を、1991年導入の財貨・サービス税になぜ転換する必要があったのか。1987年発表、連邦政府の『税制改革白書』(The White Paper Tax Reform 1987) のいう税制改革第2段階 (第1段階は所得税改革) にあげられている “Sales Tax Reform, Tax Reform 1987” の必要性を要約すれば、次のごとくである。

「現行の連邦売上税の課税標準 (tax base) の幅が狭すぎる。カナダ国民の購入する財貨・サービス総量の約3分の1しか、課税対象になって

いない。売上税収入の40%は、わずか4種類の生産品、すなわち、自動車ならびにその部品、タバコ、アルコール、ならびに自動車燃料への課税から得られている。消費の約15%にしか当たらない。このような課税標準の狭さゆえに、必要税収を獲得するための税率を高くしなければならない。』¹¹⁾

かくて連邦の製造者売上税は、国内製品の生産コスト高、カナダ経済の海外競争力低下を招くのみならず、課税品目と非課税品目の識別困難からくる税制の複雑化をもたらしている。

かかる弊害をもつ製造者売上税を廃して、連邦政府が新しく導入を計画したのが、「課税標準範囲の広い、小売段階にまで及ぶ多段階売上税」(a broad-based multi-stage sales tax that extends to the retail level)であった。当然にこれは、小売売上税の州の課税権を侵す。この衝突に対し、GST構想はいかなる回避策を考えていたか。それは、既存の連邦売上税、州売上税の双方を廃止、新設される全国売上税(National Sales Tax)に統合する仕組みである。個人所得税一本化の場合と同じように、(1)課税標準は連邦、州共通にする(Common Base)、(2)連邦税率は全州一律とするが、各州税率は各州ごとに決定する(Uniform Federal Rate/Variable Provincial Rates)(3)徴収機関は一本化する、仕組みである¹²⁾。

連邦側の全国売上税構想は、各州の抵抗が強く、一部州を除き未実現である。未実現の州では、1991年導入のGSTと、州小売売上税の無調整的平行課税が続いている。1996年4月によりやく連邦政府と、ニューファンドランド、ノヴァ・スコシア、ニュー・ブランズウィック3州との協定締結に成功、1997年4月から3州内の新税率15%で全国売上税が発足する。連邦政府が徴収に当たり、8%分の収入を協定加盟3州に配付する。それら3州にとっては税率低下によって減収になるため、その補填策として連邦政府は、総額961百万ドルの調整助成金を3州に申し出たという¹³⁾。

11) Minister of Finance, *The White Paper, Tax Reform 1987*, p. 14.

12) Minister of Finance, *Tax Reform 1987, Sales Tax Reform*, p. 48.

ケベック州は、個人所得税の場合、連邦に対し独立的、その他の州に対しては分派的行動に出ていたが、売上税の場合は、他州に対し同じく分派的ではあるが、連邦に対しては個別に協定を結び協調的な姿勢を持っている。同州の小売売上税は、1996年11月までに連邦の GST と完全に調和統合化される。

もっとも有力なオンタリオ州の全国売上税に対する立場は、原理的には賛成である。すなわち、連邦の GST のごとき多段階の、非課税品目を少なくしてあらゆる財・サービスを課税対象に取り込み、前段階取引における税額を完全に控除する附加価値税型の、一本化した最終消費税に州小売売上税を調和的に統合すること、をみずから提言している。1991年 GST が導入されてから2年後の1993年12月「オンタリオ公平課税委員会」(Ontario Fair Tax Commission) の名で公表された提案である¹⁴⁾。

それにも拘らず、オンタリオ州と連邦政府との間に全国売上税についての協定がまだ成立していないのは、なぜか。さきの公平課税委員会提言に含まれていた要求事項の、売上税政策全般について審議する連邦・州の共同決定機関の運営、各州独自の税率決定権限、管理執行業務への州の公式参与権、連邦・州共同税 (joint tax) 運営における州の役割の明確化、などの諸問題が完全に解決されていないからであろう。これらの諸問題は、連邦に対する州の課税権維持に重要である。他方、全国売上税を連邦税として位置づけたい連邦側も、容易に譲歩できない問題であろう。分権化財政をめぐるはげしい攻防が、ここにある。

(4) 連邦補助金交付における州財政の協調と分権化

各州における最小限の公共サービス提供を財源的に保障する目的と、州間におけるその財源調達力の均衡化を目的として連邦から州に交付される

13) *1996 Finances of the Nation*, op. cit., p. 5: 9.

14) *Fair Taxation in a Changing World*, op. cit., p. 123.

「平衡交付金」(equalization)の制度が始まったのは、1957年にさかのぼるけれども、法律的に明確な根拠が得られたのは、1982年憲法の第36条(2)によってである¹⁵⁾。

連邦政府はその財源保障機能を、使途、州負担額に条件をつけない無条件の、一般目的補助金を州政府に交付することによって、果たしてきた。わが国の地方交付税制度に類似するが³⁾、各州交付額の決定基準、決定方式には大きな相違がある。すなわち、州民1人当りの公共サービス提供費用は各州等額という前提で、各州の収入調達能力面だけの州間格差を考慮して全国的準準化を計る点が⁴⁾、カナダ平衡交付金算定の第一の特徴である。さらに、全国平均収入基準と計算上の各州収入力を算定比較する手続の中に、各州の実態を反映する数値を盛り込んでいること、すなわち、連邦が恣意的に政策的に決める数値を算定要素に強制することのないことが⁵⁾、第二の特徴である。これらの算定手続を決定、変更する時は、連邦と州との協議をふまえねばならない¹⁶⁾。

表12にあげたように、使途について制約のない一般目的補助金（大部分

表12 州・准州・市町村への連邦資金移転

(百万ドル, %)

	1985	1996 (推計)	1997 (推計)
一般目的資金移転	6,617.4 (29.9)	10,570.2 (36.3)	10,397.4 (38.3)
内、平衡交付金	5,395.2 (24.3)	8,870.0 (30.5)	8,795.7 (32.4)
特定目的資金移転	15,544.2 (70.1)	18,540.7 (63.7)	16,745.3 (61.7)
内、既定プログラム補助(EPF)	8,595.0 (38.8)	9,076.0 (31.2)	15,047.0* (55.4)
カナダ扶助計画(CAP)	3,635.0 (16.4)	7,226.9 (24.8)	—
連邦資金移転合計	22,161.6 (100.0)	29,110.9 (100.0)	27,142.7

* EPFとCAPとが統合され、Canada Health and Social Transfer (CHST) となった。

[資料] 1996 *Finances of the Nation*, op cit., Table 8.2, p. 8:3.

15) 注4)参照。

16) 各州への平衡交付金算定要領の説明は、次の拙稿を参照されたい。「カナダにおける連邦・州間の財政資金移転」, 地方財務協会編『世界の地方財政制度(Ⅲ)』1982年, 241-254ページ。

カナダ連邦制下における分権化財政

は平衡交付金) にならんで、特定目的への使用を限定づけられ、州負担支出を組み合わせることを条件づけられた特定目的補助金がある。

特定目的補助金は一般に、中央政府が地方政府を政策指導する手段となり集権性の強いものであるが、わが国のそれが著しく各省に分散、その使途がきびしく限定され、硬直的であるのとは対照的に、カナダの特定目的補助金の場合は、その利用にあたって州の自由度は大きい。

表中の EPF (Established Programs Financing) というのは、1977年の改訂により、それまでの病院保険、医療費扶助、中等後教育という特定目的のための定率の補助金が統合されたものである。それによって連邦は補助総額を定率的にみずから決定することが可能になり、増大する州支出の一定率補助による補助金の無制限的增加を抑制することができた。そり代り州側には、使途限定条件が緩和され、包括補助金 (block grant) 化された。その EPF と、社会福祉関係費の包括的補助金 (Canada Assistance Plan, CAP) とをさらにまとめて現時点では Canada Health and Social Transfer, CHST とされるに至ったのである。これによって、保健、中等後教育、社会福祉関係費に対する連邦の特定目的補助金の性格は、格段に一般目的補助金に近づいた。連邦の財政赤字が、州財源の独立化を推進したのである。